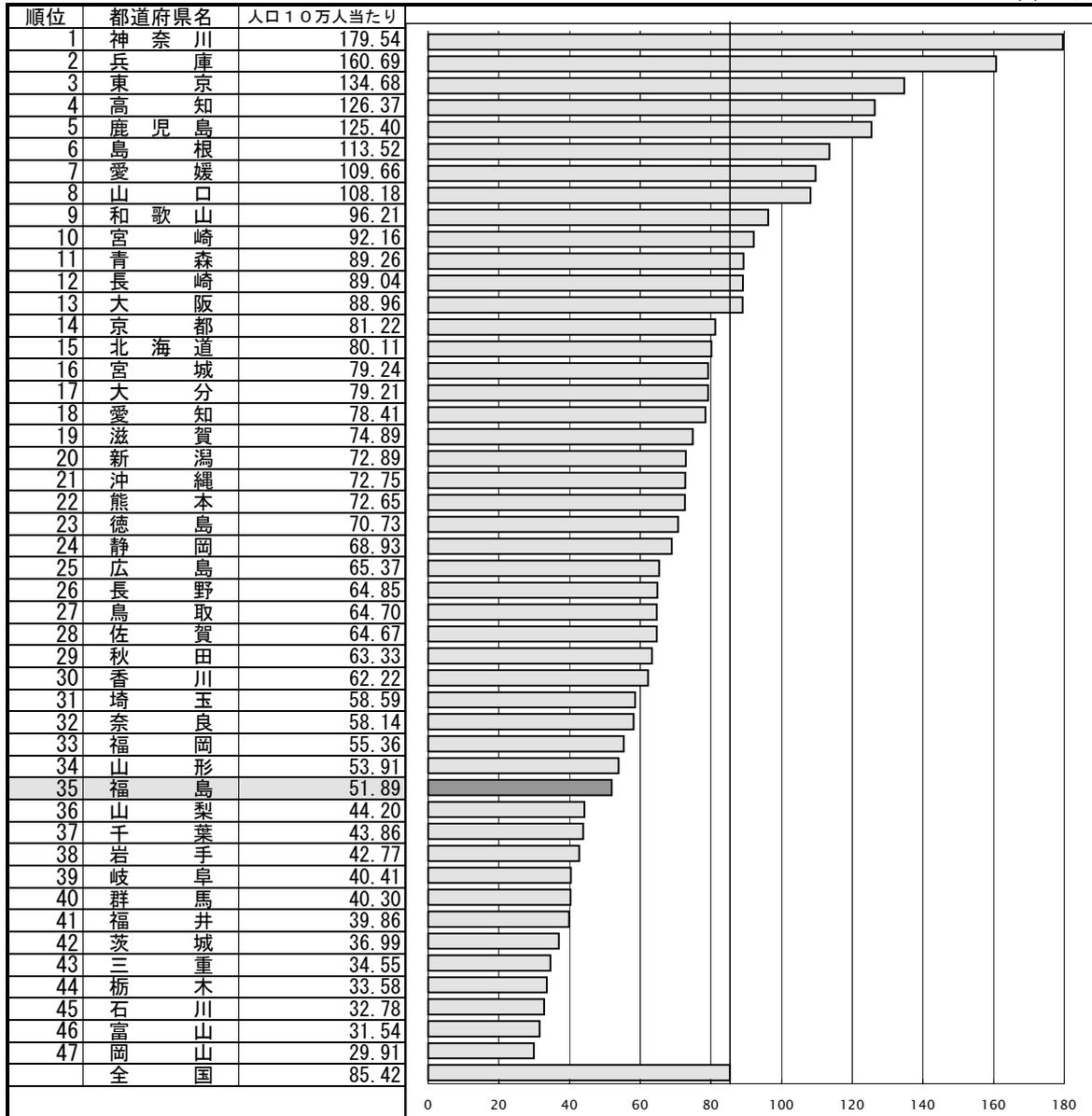


68 ホームヘルパー数

単位：人



●資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

●調査時点：平成14年3月31日

●調査周期：毎年

●算出方法：ホームヘルパー数/人口（平成14年10月1日現在推計人口）

●参 考：ホームヘルパーとは、重度の障害のため日常生活を営むのに支障のあるもので、家族の十分な養護が行われないような状況にある家庭を訪問して、食事・洗濯・掃除・通院介助などの身の回りの世話や相談・助言を行う者をいう。